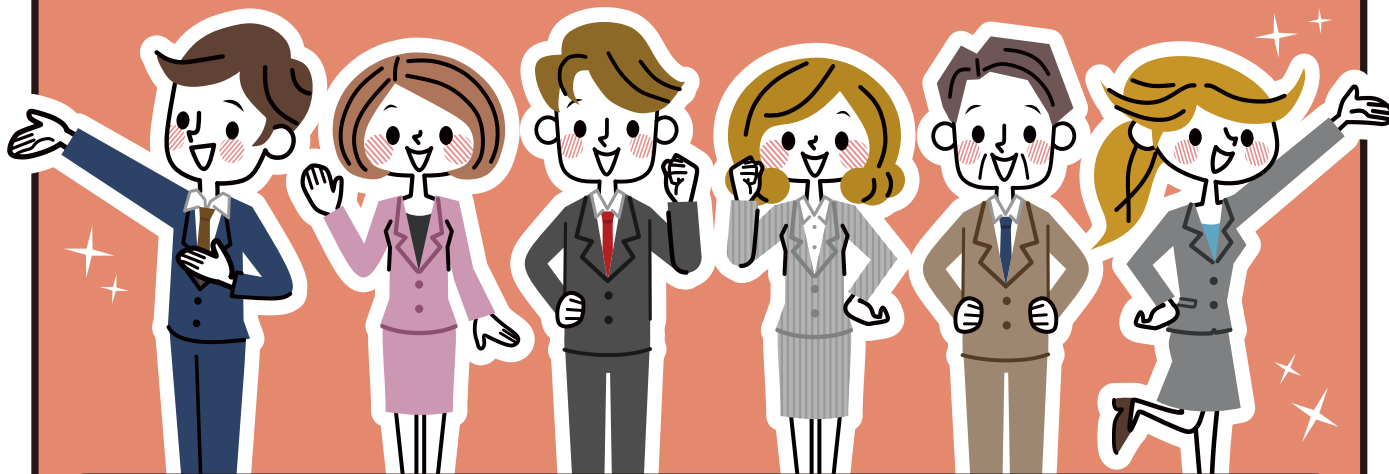


働き方改革に取り組む前に！

【労務マネジメントの 基本知識・確認セミナー】

オンライン
開催！



昨今ニュースでも、最高裁判決として取り上げられています

「パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）」が令和3年4月1日より、中小企業にも施行されています。

そこで、「働き方改革関連法」へ取り組む前に、いまさら聞きにくい「労務管理の基本知識」に関するセミナーをオンライン形式にて、開催いたします。

各テーマについて、千葉働き方改革推進支援センター専門家（社会保険労務士）が講師となり、わかりやすく丁寧に解説いたします。

日 程

①11/5（金）・②11/12日（金）・③11/19（金）・
④11/26（金）・⑤12/3（金）・⑥12/9（木）・⑦12/10（金）
※開催時間は各回とも、13：30～14：15となります。

テーマ

①「労働条件の明示」・②「労働時間・休暇・休日」・
③「労働時間の適正な把握」・④「36協定」・⑤「就業規則」・
⑥「同一労働同一賃金（前半）」・⑦「同一労働同一賃金（後半）」

対象・ 申込方法

対象：中小企業・小規模事業場の経営者様、人事・労務ご担当者様
申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXにてご送信ください。

主催：八街商工会議所 共催：千葉働き方改革推進支援センター

お問い合わせ先：八街商工会議所

住所

〒289-1115
千葉県八街市八街ほ224

TEL 043-443-3021

MAIL

info@8cci.jp FAX 043-443-7221

令和3年4月1日から「パートタイム・有期雇用労働法
(同一労働同一賃金)」が中小企業にも適用されています！

- 1 パートだから…、契約社員だから…という理由で、
正社員と比べて、こんな差を設けていませんか？

基本給	賞与	手当	有給
少	無	無	無

- 2 非正規労働者に、正社員との待遇差について説明
できますか？

※非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

参加申込書

・ 申込み締切：10月31日

※詳細につきましては、お電話でご確認ください。

- ・ 下記申込書に記載の上、FAXにてご送信ください。
- ・ 本セミナーは、オンライン形式にて実施いたします。

参加ご希望日横の ☐ にレ点にてチェックしてください（複数回の参加が可能です）

テーマ①：「労働条件の明示」11/5（金）☐ ・テーマ②：「労働時間・休暇・休日」11/12（金）☐

テーマ③：「労働時間の適正な把握」11/19（金）☐ ・テーマ④：「36協定」11/26（金）☐

テーマ⑤：「就業規則」12/3（金）☐ ・テーマ⑥：「同一労働同一賃金（前半）」12/9（木）☐

テーマ⑦：「同一労働同一賃金（後半）」12/10（金）☐

事業所名		ふりがな 参加者名	
住所	〒		
電話		E-mail	

【個人情報の取扱いについて】

今回ご記入いただきました個人情報につきましては、本事業の運営以外には使用いたしません。

お問い合わせ先：八街商工会議所

TEL 043-443-3021

住所

〒289-1115
千葉県八街市八街ほ224

MAIL

info@8cci.jp

FAX

043-443-7221